

千葉県指定小児慢性特定疾病医療機関指定要領

1 目的

児童福祉法（以下「法」という。）第19条の9第1項の規定に基づき指定小児慢性特定疾病医療機関（以下「指定医療機関」という。）の指定を適正に行うことを目的とする。

2 指定の申請

- (1) 法第19条の9第1項の規定に基づき指定医療機関の指定を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、別紙様式1により市長に申請する。
- (2) 指定を受ける対象は、千葉市の区域内に所在する医療機関（病院、診療所、薬局、訪問看護事業者）とする。
- (3) 市長は、上記（1）の申請があった場合は、所要の審査を行った上で、審査した結果を別紙様式2により申請者に通知する。

なお、指定年月日は、原則として、指定の申請をした日の属する月の翌月初日とする。

3 変更の届出

- (1) 指定医療機関の名称及び所在地等、別紙様式1の内容に変更が生じた場合は、法第19条の14の規定に基づき、指定医療機関の開設者は、別紙様式5により、指定を受けた市長に届け出るものとする。
- (2) 市長は、変更の届出のあった事項について所要の確認を行った上で、内容に不備がある場合には質問や指導を行う。

4 業務の休止等

医療機関の業務を休止、廃止若しくは再開した場合又は医療法第24条・28条・29条、健康保険法第95条若しくは医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第72条第4項・75条第1項に規定する処分を受けた場合は、指定医療機関の開設者等は、別紙様式6により、速やかに指定を受けた市長に届け出るものとする。

5 指定の辞退

法第19条の15の規定に基づき指定医療機関の指定を辞退する場合、指定医療機関の開設者等は、別紙様式7により市長に届け出るものとする。

6 公表

市長は、指定医療機関の指定（更新を含む。）、名称等の変更、指定の辞退並びに指定の取消しがあった場合は、法第19条の19の規定に基づき、ホームページを通して公表する。

附 則

この要領は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 1 この要領の施行の際、この要領による改正前の様式により使用されている書類は、この要領による改正後の様式によるものとみなす。
- 2 この要領の施行前に作成された様式で、現に存するものは、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要領は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 1 この要領の施行の際、この要領による改正前の様式により使用されている書類は、この要領による改正後の様式によるものとみなす。
- 2 この要領の施行前に作成された様式で、現に存するものは、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。